

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係

沖縄問題（復帰後の沖縄経済の方向に関する短期委員会（森永委員会））

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43643

日本工・沖繩一併化計画大綱

本土・沖縄一体化計画大綱

(考え方)

1. 「本土と沖縄との一体化に関する基本方針」(昭43/1/5閣議決定)に則り、総理府においては、新たに沖縄の本土復帰という具体的目標のもとに、復帰の際の摩擦を最小限にするという目的で三ヶ年計画を策定し推進する。この計画は住民福祉の増進のための援助という従来の見地からのみでなく、社会的、経済的、諸分野にわたり、総合的、計画的なものとする。
2. 計画には、(イ)沖縄住民の生活及び産業活動等に係る諸制度を本土と統一乃至同一のものとする、(ロ)公共施設、社会福祉及び産業基盤施設の整備水準を本土並みに引き上げるための方策、(ハ)沖縄経済を本土経済の一環として安定成長させるための具体的方策を策定することが含まれる。

(具体策)

一 制度の統一化乃至同一化

1. 教育制度においては、教育基本法、学校教育法をはじめおおむね一体化されているが、なお、教育行政組織等については計画期間中に本土の制度と統一化する。
2. 社会保障制度については、初年度において母子保健制度、

精神薄弱者福祉制度、婦人保護制度を本土の例により創設し、計画期間中に医療保険制度の整備、年金通算制度を創設する。

3. 産業経済については、本土と異なる制度が存在するが、その改廃は住民の生活、産業活動に対する影響が大きいため、短期間における改革は避ける。
4. 労働については、初年度において職業訓練制度を本土制度に準じて整備するとともに、軍雇用関係離職者に対する特別措置制度を本土制度に準じて創設する。
5. 行財政については計画期間中に次のことを行なう。
 - (1) 琉球政府と市町村間の事務配分を本土における事務配分に準じたものとする。
 - (2) 琉球政府の行政組織、財政管理等を国県事務に応じて区分管理する。
 - (3) 市町村行財政制度、公務員制度(共済制度、市町村公務員法の創設等)、会計年度、租税制度を本土制度と同一乃至は整備をはかる。
 - (4) 本土政府の財政援助を一体化措置の実施に対応して合理化する。
 - (5) 消防、防災救急制度、指定統計等重要統計を本土の制度に準じて整備乃至は同一の基準で実施する。

(6) 資格、免許制度の一体化措置をはかる。

二 公共施設等の整備

(1) 学校施設備品、琉球大学施設設備、航路標識、気象観測施設、警察、消防施設等法令によつて整備基準が示されているものについては、当該の基準によつて整備をはかる。

(2) 生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者福祉施設、精神薄弱者保護施設、婦人保護施設、保健所、環境衛生施設、検疫施設、職業訓練施設、試験研究機関、国民宿舎等を類似県並みに整備をはかる。

(3) 幼稚園及び保育所、病院及び診療所、道路、河川及び海岸保全、港湾及び漁港、畜産振興基盤施設、都市計画、下水道、住宅、離島振興等沖縄の社会経済の特殊の事情にもとづき計画、整備をはかる。

三 経済の振興

1. 沖縄経済を日本経済の一環として位置づけるための具体的方策の検討とともに産業立地上の特徴を最大限に活用した産業開発をすゝめるとともに、産業自体にせまられている合理化対策を積極的にすゝめ、復帰後の必要な暫定措置についても検討を行なう。

2. 当面の施策としては、

(1) 農業の生産性の向上、畜産業、漁業、林業の振興

(2) 糖業、パイン産業の合理化

(3) 天然ガス、尖閣列島の石油資源開発の推進

(4) 工業立地調査と先導産業の立地

(5) 中小企業の近代化、共同化

(6) 観光、海運業の振興

(7) 財政投融資を中心とする金融の充実

(8) 本土米の売却による開発資金の創設

(9) パイロット訓練飛行場の沖縄誘致